

台風（たいふう） で 被災（ひさい）した人（ひと） への 支援（しえん）

（5月（がつ）14日（にち）午後（ごご）5時（じ） 更新（こうしん））

◎ 台風（たいふう）で 被災（ひさい）した人（ひと）が 早（はや）く いつもの生活（せいかつ）が できるように 宇都宮市（うつのみやし）では 支援（しえん）を 行（おこな）っています。

（災害（さいがい）の 大（おお）きさ や 国（くに）・県（けん）の 制度（せいど）の 変更（へんこう）等（など）により、内容（ないよう）が 変（か）わることが あります。）

※問（と）い合（あ）わせ先（さき）の 電話番号（でんわばんごう）は、市外局番（しがいきょくばん）「028」を 省略（しょうりゃく）しています。

1 生活（せいかつ）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
<p>り災証明書（さいしょうめいしょ）の 発行（はっこう）</p> <p>※家（いえ）が 壊れた 人（ひと）の ための 書類（しよるい）</p>	<p>災害（さいがい）で 家（いえ）や 建物（たてもの）等（など）が 壊（こわ）れた場合（ばあい）、市（し）に 電話（でんわ）等（など）で 連絡（れんらく）いただき、後日（ごじつ）、市職員（ししょくいん）が 被害（ひがい）の ところや 物（もの）を 調査（ちょうさ）・確認（かくにん）し、「り災台帳（さいだいちょう）」に 登録（とうろく）した後（あと）、その内容（ないよう）を 証明（しょうめい）する書類（しよるい）を 出（だ）します。</p> <p>※ 被害状況（ひがいじょうきょう）の わかる写真（しゃしん）を 撮影（さつえい）してください。</p>	<p>・本人確認（ほんにんかくにん）ができるもの（運転免許証（うんてんめんきょしょう）や 在留（ざいりゅう）カード等（など））</p> <p>・委任状（いにんじょう）（代理人（だいにんにん）が 申請（しんせい）する場合（ばあい））</p>	<p>【被害家屋調査（ひがいかおくちしょうさ）】</p> <p>資産税課（しさんぜいか） （632-2253～2257）</p> <p>【証明書発行（しょうめいしょはっこう）】</p> <p>市民課（しみんか） （632-2265, 2267）</p> <p>各地区市民センター（かくちくしみんせんたー）</p> <p>各出張所（かくしゅつちょうじょ）</p>
<p>水害時（すいがいじ）の 衛生対策（えいせいたいさく）と消毒（しょうどく）の 相談（そうだん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>家（いえ）や 建物（たてもの）などに 水（みず）が 入（はい）った人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・床（ゆか）や 壁（かべ）、家具（かぐ）や 食器（しょっき）等（など）の 消毒（しょうどく）のやり方（かた）や 消毒薬（しょうどくやく）などの 相談（そうだん）</p> <p>・下水道（げすいどう）や 便槽（べんそう）から あふれた水（みず）等（など）で 病気（びょうき）になる 恐（おそ）れが ある時（とき）の 相談（そうだん）</p>	<p>・相談（そうだん）したい人（ひと）は 電話（でんわ）してください。</p>	<p>保健所保健予防課（ほけんじょほけんよぼうか） （626-1114）</p>
<p>災害（さいがい）ボランティアの 派遣（はけん）と募集（ぼしゅう）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>ボランティアの派遣（はけん）を 希望（きぼう）する人（ひと）、市内（しんない）で ボランティアの活動（かつどう）をしたい人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被災（ひさい）された高齢者世帯（こうれいしゃせたい）などで、支援（しえん）を 希望（きぼう）する「家（いえ）の片付（かたづ）け・整理（せいり）」や「家（いえ）の敷地内（しきちない）の泥出（どろだ）し」等（など）を 行（おこな）います。</p> <p>（要支援者（ようしえんしゃ）・世帯（せたい）を 優先（ゆうせん）します。）</p>	<p>・ボランティアの派遣（はけん）を 希望（きぼう）する人（ひと）は 電話（でんわ）してください。</p> <p>・ボランティアの活動（かつどう）をしたい人（ひと）は、社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）の「ボランティア活動保険（かつどうほけん）（基本（きほん）タイプ）」に 加入（かにゅう）して します。</p>	<p>社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）</p> <p>宇都宮市災害（うつのみやしさいがい）ボランティアセンター</p> <p>10月（がつ）16日（にち）～ しばらくの間（あいだ）</p> <p>【ボランティアの派遣（はけん）を 希望（きぼう）する人（ひと）】</p> <p>電話（でんわ）080-2059-4003 080-1085-7811</p> <p>FAX 028-638-9856</p> <p>受付時間（うけつけじかん） 9：00～17：00</p> <p>【ボランティアの活動（かつどう）をしたい人（ひと）】</p> <p>電話（でんわ）080-5065-9709 080-5065-9711</p> <p>受付時間（うけつけじかん） 9：00～17：00</p>
<p>総合相談（そうごうそうだん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>被災（ひさい）された人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・災害（さいがい）の 問（と）い合（あ）わせや 相談（そうだん）</p>	<p>・なし</p>	<p>広報広聴課（こうほうこうちょうか） （632-2835）</p> <p>平日（へいじつ） 8：30～17：15以外（いがい）の 時</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	・関係（かんけい）する機関（きかん）や 団体（だんたい）への案内（あんない）		問（じかん）は、 市政情報（しせいじょうほう）コールセンター（632-2222）へ
土（ど）のう袋（ぶくろ）の 無料配布（むりょうはいふ）	【対象（たいしょう）】 災害（さいがい）で、たまった土砂（どしゃ）を 捨（す）てるため、土（ど）のう袋（ぶくろ）が 必要（ひつよう）な人（ひと） 【内容（ないよう）】 1世帯（せたい）で 原則（げんそく）20袋（ぶくろ）まで 配布（はいふ）します。	・なし	【土（ど）のう袋配布（ふくろはいふ）】 技術監理課（ぎじゅつかんりか）（632-2515） 【土（ど）のう回収（かいしゅう）】 都市基盤保全（としきばんほぜん）センター（661-0057）
学用品（がくようひん）の 給与（きゅうよ）	【対象（たいしょう）】 家（いえ）の 全壊（ぜんかい）、半壊（はんかい）、または 床上浸水（ゆかうえしんすい）で 学用品（がくようひん）を 使用（しよう）できず、勉強（べんきょう）するのに 困（こま）っているのある市立小・中学校（しりつしょう・ちゅうがっこう）の児童生徒（じどうせいと） 【内容（ないよう）】 教科書（きょうかしょ）や 文房具（ぶんぼうぐ）等（など）の 学用品（がくようひん）を 現物支給（げんぶつしきゅう）します。 教科書（きょうかしょ）： 失（な）くなったり、傷（きず）ついたもの 学用品（がくようひん）： ・小学校児童（しょうがくせいじどう）1人（ひとり）4,500円以内（えんい）の 文房具（ぶんぼうぐ） ・中学校生徒（ちゅうがっこうせいと）1人（ひとり）4,800円以内（えんい）の 文房具（ぶんぼうぐ）	・希望（きぼう）する人（ひと）は、電話（でんわ）で 通学（つうがく）する 各小・中学校（かくしょう・ちゅうがっこう）へ 相談（そうだん）してください。	学校管理課（がっこうかんりか）（632-2708） ※市立以外（しりついがい）（私立（しりつ）・県立等（けんりつとう））の 学校（がっこう）に通学（つうがく）する 児童生徒（じどうせいと）の 学用品（がくようひん）の 給与（きゅうよ）は、通学（つうがく）する 学校（がっこう）へ 問（と）い合（あ）わせてください。
健康相談（けんこうそうだん）	【対象（たいしょう）】 健康（けんこう）が 心配（しんぱい）な人（ひと） 【内容（ないよう）】 健康（けんこう）についての 相談（そうだん）	・なし	・保健（ほけん）センター（627-6666） ・市役所（しやくしょ）1階（かい）保健福祉総務課（ほけんふくしそうむか）（本庁管内（ほんちやうかんない）、宝木（たからぎ）、豊郷地区（とよさとちく））（632-2941） ・平石地区市民（ひらいしちくしみん）センター（平石（ひらいし）、清原（きよはら）、瑞穂野地区（みずほのちく））（661-2369） ・富屋地区市民（とみやちくしみん）センター（城山（しろやま）、国本（くにもと）、富屋（とみや）、篠井地区（しのいちく））（665-3698） ・姿川地区市民（すがたがわちくしみん）センター（陽南（ようなん）、横川（よこかわ）、姿川（すがたがわ）、雀宮地区（すずめのみやちく））（645-4535） ・河内地区市民（かわちちくしみん）センター（上河内（かみかわち）、河内地区（かわちちく））（671-3205）
外国人相談（がいこくじんそうだん）	【対象（たいしょう）】 外国人（がいこくじん）で 生活（せいかつ）や 被災（ひさい）して 困（こま）っている人（ひと）	・なし	国際交流プラザ（こくさいこうりゅうぷらざ）（616-1563・1564） 受付時間（うけつけじかん）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）												
	<p>【内容（ないよう）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活（せいかつ）や 災害（さいがい）の 相談（そうだん） ・関係（かんけい）する機関（きかん）や 団体（だんたい）の 案内（あんない） 		<p>10:00～20:00</p> <p>※ポルトガル語（ご）やスペイン語（ご）、英語（えいご）、中国語（ちゅうごくご）、タイ語（ご）の 通訳相談員（つうやくそうだんいん）を 希望（きぼう）する人（ひと）は、言語（げんご）で 曜日（ようび）や 時間（じかん）が 違（ちが）います。事前（じぜん）に 聞（き）いてください。</p>												
被災者生活再建支援制度（ひさいしゃせいかつさいけんしえんせいど）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家（いえ）が 全壊（ぜんかい）した世帯（せたい） ・家（いえ）が 半壊（はんかい）、または 家（いえ）の 敷地（しきち）に 被害（ひがい）があり、家（いえ）を「解体（かいたい）」した世帯（せたい） <p>※ 壊（こわ）すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊（だいきぼはんかい）の 世帯（せたい）など <p>※ 「半壊（はんかい）」以上（いじょう）の 被害（ひがい）が あった世帯（せたい）の 世帯主（せたいぬし）に 保健福祉総務課（ほけんふくしそむか）から お知（し）らせを 送（おく）ります。</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被害（ひがい）の 状況（じょうきょう）で 100万円（まんえん）または 50万円（まんえん）を 給付（きゅうふ）します。</p> <p>※ 家（いえ）の 再建方法（さいけんほうほう）に 応（おう）じて 支援金（しえんきん）が 加算（かさん） されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援金支給申請書（しえんきんしきゅうしんせいしょ） ・銀行（ぎんこう）の 口座（こうざ）の 通帳（つうちょう）の 写（うつ）し（世帯主本人名義（せたいぬしほんにんめいぎ）のもの） ・その他関係書類（たかんけいしよるい）（解体証明書（かいたいしょうめいしょ）、滅失登記簿謄本（めつしつとうきぼとうほん）など） 	<p>保健福祉総務課（ほけんふくしそむか） （632-2919）</p>												
<p>災害復興住宅融資（さいがいふっこうじゅうたくゆうし）</p> <p>※ 住宅金融支援機構（じゅうたくきんゆうしえんきこう）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>自然災害（しぜんさいがい）で 家（いえ）に 被害（ひがい）があつた人（ひと）</p> <p>※「り災証明書（さいしょうめいしょ）」が 必要（ひつよう）です</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>1 融資内容（ゆうしないうよう）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目（こうもく）</th> <th>基本融資額（きほんゆうしがく）</th> <th>特例加算額（とくれいかさんがく）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設資金（けんせつしきん）</td> <td>1,680万円（まんえん）</td> <td>520万円（まんえん）</td> </tr> <tr> <td>購入資金（こうにゆうしきん）</td> <td>2,650万円（まんえん）</td> <td>520万円（まんえん）</td> </tr> <tr> <td>補修資金（ほしゅうしきん）</td> <td>740万円（まんえん）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建設（けんせつ）・購入（こうにゆう）は、「全壊（ぜんかい）」、「大規模半壊（だいきぼはんかい）」、「半壊（はんかい）」の 人（ひと）が 対象（たいしょう）</p> <p>2 融資金利（ゆうしきんり）（令和元年（れいわがねん）11月（がつ））</p> <p>基本融資額（きほんゆうしがく）＝年（ねん）0.24%（全期間固定（ぜんきかんこてい））</p> <p>特例加算（とくれいかさん）＝</p>	項目（こうもく）	基本融資額（きほんゆうしがく）	特例加算額（とくれいかさんがく）	建設資金（けんせつしきん）	1,680万円（まんえん）	520万円（まんえん）	購入資金（こうにゆうしきん）	2,650万円（まんえん）	520万円（まんえん）	補修資金（ほしゅうしきん）	740万円（まんえん）		<p>利用条件（りようじょうけん）や 融資対象（ゆうしたいしょう）、申込（もうしこ）み手続（てつづ）き等（など）は、住宅金融支援機構（じゅうたくきんゆうしえんきこう）へ 問（と）い合（あ）わせください。</p>	<p>住宅金融支援機構（じゅうたくきんゆうしえんきこう） お客様（きゃくさま）コールセンター 災害専用（さいがいせんよう）ダイヤル （0120-086-353） 受付時間（うけつけじかん）：9時（じ）～17時（じ） ※ 祝日（しゅくじつ）、年末年始（ねんまつねんし）は 休（やす）み</p>
項目（こうもく）	基本融資額（きほんゆうしがく）	特例加算額（とくれいかさんがく）													
建設資金（けんせつしきん）	1,680万円（まんえん）	520万円（まんえん）													
購入資金（こうにゆうしきん）	2,650万円（まんえん）	520万円（まんえん）													
補修資金（ほしゅうしきん）	740万円（まんえん）														

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	<p>年（ねん）1.14%（全期間固定（ぜんきかんこてい））</p> <p>※ 金利（きんり）は 毎月改定（まいつきかいてい）しますので、最新（さいしん）の 金利（きんり）は 住宅金融支援機構（じゅうたくきんゆうしえんきこう）に 確認（かくにん）してください。</p>		

2 住宅（じゅうたく）関係（かんけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
市営住宅（しえいじゅうたく）の り災入居（さいにゅうきよ）	<p>【対象（たいしょう）】 水害（すいがい）で 住（す）ん でいた家（いえ）に 住（す）めな くなり、家（いえ）に 困（こま） っている人（ひと）</p> <p>【入居期間（にゅうきよきかん）】 申請日（しんせいび）から 6か 月（げつ）以内（いない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（しんせいしよ） ・誓約書（せいやくしよ） ・本人確認（ほんにんかくにん）が できるもの（運転免許証（うんてん めんきょしょう）や 在留（ざいり ゅう）カード等（など）） 	住宅課（じゅうたくか） （632-2553）
住宅（じゅうたく）の 応急修理 （おうきゅうしゅうり）	<p>【対象（たいしょう）】 ・災害救助法（さいがいきゅうじょ ほう）が 適用（てきよう）された 場合（ばあい）</p> <p>り災証明書（さいしょうめいしよ） の 内容（ないよう）が 大規模半 壊（だいきぼはんかい）、半壊（はん かい）、一部損壊（いちぶそんかい） （準半壊（じゅんはんかい））で、 現在（げんざい）、避難所（ひなん じょ）や 車（くるま）等（など） で 避難生活（ひなんせいかつ）を していて、家（いえ）の 応急修 理（おうきゅうしゅうり）を す ることで 被害（ひがい）があつた 家（いえ）で 生活（せいかつ）で きることが 見込（みこ）まれ、公 営住宅（こうえいじゅうたく）（一時 避難（いちじひなん））を 除（のぞ く）を 利用（りよう）しない人（ひと）</p> <p>※り災証明書（さいしょうめいし よ）は、資産税課（しさんぜいか） に 聞（き）いてください。</p> <p>【内容（ないよう）】 修理額（しゅうりがく）は、1 世帯（せたい）で 最大（さいだい） 59万（まん）5千円（せんえん） （一部損壊（いちぶそんかい））（準半 壊（じゅんはんかい））は 30万円 （まんえん）までの お金（かね） を、市（し）が 直接（ちよくせつ） 修理業者（しゅうりぎょうしゃ）へ 支払（しはら）います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（しんせいしよ） ・申出書（もうしでしよ） ・修理見積書（しゅうりみつもりし よ） ・世帯全員（せたいぜんいん）の 住 民票（じゅうみんひょう） ・被害（ひがい）の 状況（じょう きょう）が わかる写真（しゃしん） ・誓約書（せいやくしよ）（修理業 者（しゅうりぎょうしゃ）の 印（い ん）が 押（お）してあるもの） 	<p>【住宅（じゅうたく）の 応急修 理（おうきゅうしゅうり）】 建築保全課（けんちくほぜんか） （632-2543）</p> <p>【被害家屋調査（ひがいかおくち ようさ）】 資産税課（しさんぜいか） （632-2253～2257）</p>
浄化槽設置費補助金（じょうかそ うせっちひほじょきん）	<p>【対象（たいしょう）】 専用住宅（せんようじゅうたく） 等（など）の 災害（さいがい）で 浄化槽（じょうかそう）が 壊（こ わ）れて、新（あたらしい）浄化槽 （じょうかそう）を 設置（せっち） する人（ひと）</p> <p>※対象地区（たいしょうちく）や 補助（ほじょ）の 条件（じょうけん） が あります。</p> <p>【内容（ないよう）】 浄化槽本体（じょうかそうほんた い）の 設置工事費（せっちこうじ ひ）の 一部（いちぶ）を 補助（ほ じょ）します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（しんせいしよ） ・建物（たてもの）の 平面図（へ いめんず） ・設置工事費用（せっちこうじひよ う）の 見積書（みつもりしよ）等 （など） 	上下水道局（じょうげすいどうき ょく）生活排水課（せいかつはい すいか） （633-2001）
仮設建築物（かせつけんちくぶつ） に対（たい）する制限（せいげん） の緩和（かんわ）	<p>【対象（たいしょう）】 災害（さいがい）が あってから 1か月（げつ）以内（いない）に 工 事（こうじ）を 始（はじ）める 応急仮設建築物等（おうきゅうかせ つけんちくぶつとう）（防火地域（ぼ うかちいき））を 除（のぞ）く</p> <p>【内容（ないよう）】 建築基準法（けんちくきじゅんほ う）の 規定（きてい）が 適用（て きよう）されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（しんせいしよ）は いり ません （ただし、工事完了後（こうじかん りょうご）3か月（げつ）を 超（こ） えて 建築物（けんちくぶつ）を 保（たも）とうとする場合（ばあい） は 許可申請（きょかしんせい）が いります） 	建築指導課（けんちくしどうか） （632-2574）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
<p>応急仮設住宅（おうきゅうかせつじゅうたく）（賃貸型応急住宅（ちんたいがたおうきゅうじゅうたく））の 供与（きょうよ）</p> <p>※ 栃木県（とちぎけん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>次（つぎ）の 1～3に 該当（がいとう）する人（ひと）</p> <p>1 次（つぎ）の (1)～(3)のうち、ひとつに 該当（がいとう）する人（ひと）</p> <p>(1) 家（いえ）が 全壊（ぜんかい）、全焼（ぜんしょう）または 流出（りゅうしゅつ）等（など）の 被害（ひがい）が あり、現在（げんざい）、避難所（ひなんじょ）やホテル・旅館（りょかん）、公営住宅（こうえいじゅうたく）等（など）を 避難場所（ひなんばしょ）として 利用（りよう）している人（ひと）、親族（しんぞく）の 家（いえ）等（など）で 生活（せいかつ）している人（ひと）</p> <p>(2) 「半壊（はんかい）」（「大規模半壊（だいきぼはんかい）」を 含（ふく）む。）で、水害（すいがい）により 土砂（どしゃ）や 流木（りゅうぼく）等（など）が 家（いえ）の 中（なか）に 入（はい）り、自分（じぶん）の家（いえ）に 住（す）めない人（ひと）</p> <p>(3) 二次災害（にじさいがい）により 家（いえ）が 被害（ひがい）を 受（う）ける恐（おそ）れや ライフライン（水道（すいどう）、電気（でんき）、ガス、道路（どうろ）等（など））が 使（つか）えない、地（じ）すべり等（など）で 避難指示（ひなんしじ）を 受（う）けている等（など）、長期間（ちょうきかん） 自分（じぶん）の家（いえ）に 住（す）めない人（ひと）</p> <p>2 自分（じぶん）の お金（かね）では、家（いえ）を 確保（かくほ）できない人（ひと）</p> <p>3 災害救助法（さいがいきゅうじょほう）の 住宅応急修理制度（じゅうたくおうきゅうしゅうりせいど）を 利用（りよう）していない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（けん）が仮（か）りた民間賃貸物件（みんかんちんたいぶつけん）を 提供（ていきょう） ・ 光熱水費（こうねつすいひ）、2 台目（だいめ）以降（いこう）の 駐車場料金（ちゅうしゃじょうりょうきん）等（など）は 支払（しはら）います。 ・ 住（す）む期間（きかん）は 最大（さいだい）2年間（ねんかん）（期間（きかん）の 延長（えんちょう）や 引越（ひっこし）は できません） 	<p>栃木県（とちぎけん）の 担当課（たんとうか）へ 相談（そうだん）してください。</p>	<p>栃木県災害対策本部（とちぎけんさいがいたいさくほんぶ）</p> <p>住（す）まいの 確保対策（かくほたいさく）チーム</p> <p>賃貸型応急住宅担当（ちんたいがたおうきゅうじゅうたくたんとう）</p> <p>（623-2488）</p> <p>住所（じゅうしょ）： 宇都宮市（うつのみやし）埴田（はなわだ）1-1-20 栃木県庁（とちぎけんちょう）14階（かい） 住宅課内（じゅうたくかない）</p>

3 減免（げんめん）など ※お金（かね）を 安（やす）くすること

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
<p>市・県民税（しけんみんぜい）の減免（げんめん）</p> <p>※市（し）や県（けん）に 払（は）らう税金（ぜいきん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>本人（ほんにん）、または その扶養親族（ふようしんぞく）が 持（も）ち、住（す）む家（いえ）または 家具（かぐ）の 損害（そんがい）の 金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）等（など）の 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その家（いえ）または 家具（かぐ）の 価格（かかく）の 30%以上（いじょう）で、前年（ぜんねん）の合計所得金額（ごうけいしよとくきんがく）が 1,000 万円以下（まんえんいか）の人（ひと）</p> <p>※ 生活（せいかつ）を 養（やし）なう家族（かぞく）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>法律（ほうりつ）と 条例（じょうれい）等（など）により、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・市民税・県民税減免申請書（しみんぜい・けんみんぜいげんめんしんせいしょ）</p>	<p>市民税課（しみんぜいか） （632-2230, 2218）</p>
<p>固定資産税（こていしさんぜい）の減免（げんめん）</p> <p>※土地（とち）や家（家）, 償却資産（しょうきやくしさん）等（など）を 持（も）っている人が 払う税金（ぜいきん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>持（も）っている家（いえ）や 建物（たてもの）に ひどい被害（ひがい）（半壊以上（はんかいじょう））が あった人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>法律（ほうりつ）と 条例（じょうれい）等（など）により、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・固定資産税減免申請書（こていしさんぜいげんめんしんせいしょ）</p>	<p>資産税課（しさんぜいか） （632-2253～2257）</p>
<p>国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 医療費一部負担金（いりょうひいちぶたんきん）の 免除（めんじょ）</p> <p>※お金（かね）を 払（は）らわなくていいこと</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤の うち、ひとつに 該当（がいとう）する人（ひと）</p> <p>①家（いえ）や 建物（たてもの）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または 同（おな）じょうな 被災（ひさい）が あった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいいじしゃ）が 死亡（しぼう）、または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいいじしゃ）が 行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし）または、休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（うし）ないう、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・病院（びょういん）の 支払（しはら）いを 免除（めんじょ）します。（令和（れいわ）2年（ねん）1月末（がつまつ）まで）</p> <p>ただし、入院（にゅういん）の 食費（しょくひ）等（など）は 支払（しはら）います。</p> <p>・保険証（ほけんしょう）が なくても 受診（じゅしん）できます。</p> <p>※ 厚生労働省（こうせいろうどうしょう）の ホームページに 説明（せつめい）があります。</p>	<p>・①～⑤に 該当（がいとう）することを 病院（びょういん）の 窓口（まどぐち）で 言（い）ってください。</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） 【国民健康保険（こくみんけんこうほけん）】 （632-2316）</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
<p>国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の保険税（ほけんぜい）の徴収猶予（ちょうしゅうゆうよ）または減免（げんめん）</p> <p>※税金（ぜいきん）の支払（しはら）いを待（ま）つこと</p>	<p>【対象（たいしょう）】 被保険者（ひほけんしゃ）、またはその世帯主（せたいぬし）が持（も）つ家（いえ）や家具（かぐ）の損害（そんがい）の金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）等（など）による補填分（ほてんぶん）を除（のぞ）く）が、その価格（かかく）の100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の合計所得金額（ごうけいしよとくきんがく）が1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと）</p> <p>※ 国民健康保険被保険者証（こくみんけんこうほけんひほんしゃしょう）を使（つか）っている人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の状況（じょうきょう）に 応（おう）じて徴収（ちょうしゅう）を 猶予（ゆうよ）または 減免（げんめん）します。</p>	<p>・徴収猶予申請書（ちょうしゅうゆうよしんせいしよ）または 減免申請書（げんめんしんせいしよ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） 【国民健康保険（こくみんけんこうほけん）】 (632-2320)</p>
<p>後期高齢者医療制度加入者（こうきこうれいしゃいりょうせいどかにゅうしゃ）の医療費一部負担金（いりょうひいちぶたんきん）の免除（めんじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、ひとつに 該当（がいう）する人（ひと）</p> <p>①家（いえ）や 建物（たてもの）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または 同（おなじょう）な 被災（ひさい）が あった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）、または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）が 行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし）または、休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 ・病院（びょういん）の 支払（しはら）いを 免除（めんじょ）します。（令和（れいわ）2年（ねん）1月末（がつまつ）まで） ただし、入院（にゅういん）の 食費（しょくひ）等（など）は 支払（しはら）います。 ・保険証（ほけんしょう）が なくても 受診（じゅしん）できます。 ※ 厚生労働省（こうせいろうどうしょう）の ホームページに 説明（せつめい）が あります。</p>	<p>・①～⑤に 該当（がいう）することを 病院（びょういん）の 窓口（まどぐち）で 言（い）ってください。</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） 【後期高齢者医療（こうきこうれいしゃいりょう）】 (632-2333)</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
後期高齢者医療制度加入者（こうきこうれいしゃいりょうせいどかにゅうしゃ）の保険料（ほけんりょう）の徴収猶予（ちょうしゅうゆうよ）または減免（げんめん） ※税金（ぜいきん）の支払（しはら）いを待（ま）つこと	<p>【対象（たいしょう）】 被保険者（ひほけんしゃ）または（その世帯（せたい）の）世帯主（せたいぬし）が持（も）つ家（いえ）の損害（そんがい）が全壊（ぜんかい）、半壊（はんかい）、大規模半壊（だいきぼはんかい）、床上浸水（ゆかうえしんすい）の人（ひと）</p> <p>※ 後期高齢者医療被保険者証（こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう）を使（つか）っている人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の状況（じょうきょう）等（など）に 応（おう）じて 保険料（ほけんりょう）の 徴収（ちょうしゅう）を 減免（げんめん）します。</p>	・減免申請書（げんめんしんせいしよ）	保険年金課（ほけんねんきんか） 【後期高齢者医療（こうきこうれいしゃいりょう）】 （632-2333）
	<p>【対象（たいしょう）】 被保険者（ひほけんしゃ） または（その世帯（せたい）の）世帯主（せたいぬし）が持（も）つ家（いえ）または 家具（かぐ）の 損害（そんがい）の 金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）等（など）による 補填分（ほてんぶん）を除（のぞ）く）が、その価格（かかく）の 100 分（ぶん）の 30 以上（いじょう）で、前年中（ぜんねんちゅう）の 合計所得金額（ごうけいしよとくきんがく）が 1,000 万円以下（まんえんいか）の 人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）等（など）に 応（おう）じて 保険料（ほけんりょう）の 徴収（ちょうしゅう）を 猶予（ゆうよ） または 減免（げんめん） します。</p>	<p>・減免申請書（げんめんしんせいしよ）</p> <p>・災害（さいがい）等（など）による家（いえ）と 家具（かぐ）等（など）の 財産（ざいさん）の 被害（ひがい） に関（かん）する申立書（もうしたてしよ）</p> <p>・災害（さいがい）等（など）による家（いえ）と 家具（かぐ）等（など）の 財産（ざいさん）の 損害金額（そんがいきんがく）の 内訳書（うちわけしよ） など</p>	
介護（かいご）サービス利用者負担額（りょうしゃふたんがく）の免除（めんじょ）	<p>【対象（たいしょう）】 ①～⑤の うち、ひとつに 該当（がいとう）する人（ひと） ①家（いえ）や 建物（たてもの）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または 同（おな）じょうな 被災（ひさい）が あった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）、または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）が 行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または、休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p>	・①～⑤に 該当（がいとう）することを 担当（たんとう）ケアマネージャーと 介護（かいご）サービス事業所（じぎょうしよ）に 言（い）ってください。	高齢福祉課（こうれいふくしか） （632-2906）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	<p>・介護（がいご）サービス利用料（りようりょう）の 支払（しはらい）の 免除（めんじょ）します。</p> <p>（令和（れいわ）2年（ねん）3月末（がつまつ）まで）</p> <p>ただし、施設（しせつ）の 食費（しょくひ）・居住費（きょじゅうひ）等（など）は 支払（しはら）います。</p> <p>・被保険証（ひほけんしょう）・負担割合証（ふたんわりあいしょう）がなくても 利用（りよう）できます。</p> <p>※ 厚生労働省（こうせいろうどうしょう）の ホームページに 説明（せつめい）が あります。</p>		
介護保険料（がいごほけんりょう）の徴収猶予（ちょうしゅうゆうよ）または 減免（げんめん）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>前年（ぜんねん）の所得（しょとく）が 1,000万円以下（まんえんいか）の 世帯（せたい）で、本人（ほんにん）または 生計主（せいけいぬし）の 家（いえ）や家具（かぐ）、その他（た）の 財産（ざいさん）に ひどい損害（そんがい）が あった人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被害（ひがい）の 状況（じょうきょう）に応（おう）じて 徴収（ちょうしゅう）を 猶予（ゆうよ）、または 減免（げんめん）します。</p>	<p>・介護保険料減免等申請書（かいごほけんりょうげんめんとうしんせいしよ）</p>	<p>高齢福祉課（こうれいふくしか） （632-2907）</p>
ごみ処理手数料（しよりてすうりょう）の 減免（げんめん）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>水害（すいがい）で 家（いえ）や 建物（たてもの）に 損害（そんがい）が あった人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被害（ひがい）のあった家（いえ）や建物（たてもの）の 建築廃材等（けんちくはざいとう）のうち、清掃工場（せいそうこうじょう）での 処理（しより）が可能（かのう）なごみについて受入（うけい）れ、このうち、一般居住用（いっばんきょじゅうよう）のごみは 処理手数料（しよりてすうりょう）を 減免（げんめん）します。</p>	<p>・一般廃棄物処理手数料減免申請書（いっばんはいきぶつしよりてすうりょうげんめんしんせいしよ）</p> <p>・り災証明書（さいしょうめいしよ）</p>	<p>廃棄物施設課（はいきぶつしせつか） （632-2666）</p>
保育料（ほいくりょう）の 減免（げんめん）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>前年（ぜんねん）の 所得（しょとく）が 1,000万円以下（まんえんいか）で、家（いえ）が 半壊以上（はんかいじょう）の 損害（そんがい）が あった世帯（せたい）の 人（ひと）</p> <p>【内容】</p> <p>被災（ひさい）された世帯（せたい）の 保育料（ほいくりょう）を 減免（げんめん）します。</p>	<p>・保育費減免申請書（ほいくひげんめんしんせいしよ）</p> <p>・り災証明書（さいしょうめいしよ）</p>	<p>保育課（ほいくか） （632-2393, 2394）</p>
児童扶養手当（じどうふようてあて）の 所得制限（しょとくせいげん）の 特例（とくれい）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>所得額（しょとくがく）が 制限額（せいげんがく）を 超過（ちょうか）し、手当（てあて）が 支給停止（しきゅうていし）されている方（かた）で、被害額（ひがいがく）が 家（いえ）や 家具等（かぐとう）の 財産（ざいさん）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）が あった人（ひと）</p> <p>※ 被害額（ひがいがく）から 保険等（ほけんとう）の 給付金（きゅうふきん）で 補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を 除（のぞ）いて計算（けいさん）します。</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>所得額（しょとくがく）による 手当（てあて）の 支給停止（しきゅう）</p>	<p>・被災状況書（ひがいじょうきょうしよ）</p>	<p>子（こ）ども家庭課（かていか） （632-2386）</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	うていし）を 解除（かいじよ）します。 ※ ただし、令和（れいわ）2年度（ねんど）に 確認（かくにん）する 今年中（ことしちゅう）の 所得額（しょとくがく）が 制限額（せいげんがく）を 超（こ）えていた場合（ばあい）は、手当（てあて）を 返（かえ）す必要（ひつよう）が あります。		
特別児童扶養手当（とくべつじどうふようてあて）・障がい児福祉手当（しょうがいじふくしてあて）の 所得制限（しょとくせいげん）の 特例（とくれい）	【対象（たいしょう）】 所得額（しょとくがく）が 制限額（せいげんがく）を 超（こ）えて、 手当（てあて）が 支給停止（しきゅうていし）されている方（かた）で、被害額（ひがいがく）が 家（いえ）や 家具等（かぐとう）の 財産（ざいさん）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）が あった人（ひと） ※ 被害額（ひがいがく）から 保険等（ほけんとう）の 給付金（きゅうふきん）で 補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を 除（のぞ）いて 計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得額（しょとくがく）による 手当（てあて）の 支給停止（しきゅうていし）を 解除（かいじよ）します。 ※ ただし、令和（れいわ）2年度（ねんど）に 確認（かくにん）する 今年中（ことしちゅう）の 所得額（しょとくがく）が 制限額（せいげんがく）を 超（こ）えていた場合（ばあい）は、手当（てあて）を 返（かえ）す必要（ひつよう）が あります。	・被災状況書（ひさいじょうきょうしょ）	子（こ）ども家庭課（かていか） （632-2296）
水道料金（すいどうりょうきん）と 下水道使用料（げすいどうしりょうりょう）の 減免（げんめん）	【対象（たいしょう）】 床上（ゆかうえ）・床下浸水（ゆかしたしんすい）した家（いえ）や 建物（たてももの）の 掃除（そうじ）に 水道水（すいどうすい）を 使（つか）った人（ひと） ※ 井戸水（いどみず）だけを 使（つか）った人（ひと）は 対象外（たいしょうがい） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）と 掃除（そうじ）等（など）の 期間（きかん）を 含（ふく）む 1期分（きぶん）について、通常（つうじょう）の 使用水量（しようすいりょう）と 比（くら）べて 増（ふ）えた 水量（すいりょう）を 減免（げんめん） ※ 使用水量（しようすいりょう）によっては 減免（げんめん）に ならない場合（ばあい）が あります。	・水道料金等減額申請書（すいどうりょうきんとうげんがくしんせいしょ）	上下水道局（じょうげすいどうきょく）サービスセンター （633-3188）
国民年金第1号被保険者（こくみんねんきんだい1ごうひほけんしゃ）の 保険料（ほけんりょう）の 免除（めんじょ）	【対象（たいしょう）】 家（いえ）、家具（かぐ）、その他（た）の 財産（ざいさん）の 被害金額（ひがいきんがく）が、その 価格（かかく）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）が あった人（ひと） 【内容（ないよう）】 国民年金保険料（こくみんねんきんほけんりょう）を 免除（めんじょ）します。 【免除期間（めんじょきかん）】 令和元年（れいわがんねん）9月	・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（こくみんねんきんほけんりょうめんじょ・のうふゆうよしんせいしょ） ・被災状況届（ひさいじょうきょうとどけ）（その他（た）の 被害（ひがい）の 場合（ばあい）	保険年金課（ほけんねんきんか） 【国民年金（こくみんねんきん）】 （632-2327）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	分（がつぶん）から 令和（れいわ）2年（ねん）6月分（がつぶん）まで ※ 令和（れいわ）2年（ねん）7月分（がつぶん）から 令和（れいわ）3年（ねん）6月分（がつぶん）は 再度（さいど） 免除（めんじょ）の 申請（しんせい）が 必要（ひつよう）です。		
特別障がい者手当（とくべつしょうがいしゃてあて）の 所得制限（しょとくせいげん）の 特例（とくれい）	【対象（たいしょう）】 所得額（しょとくがく）が 制限額（せいげんがく）を 過（こ）えて、 手当（てあて）が 支給停止（しきゅうていし）されている方（かた）で、被害額（ひがいがく）が 家（いえ）や 家具等（かぐとう）の 財産（ざいさん）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）が あった人（ひと） ※ 被害額（ひがいがく）から 保険等（ほけんとう）の 給付金（きゅうふきん）で 補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を 除（のぞ）いて 計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得額（しょとくがく）による 手当（てあて）の 支給停止（しきゅうていし）を 解除（かいじょ）します。 ※ ただし、令和（れいわ）2年度（ねんど）に 確認（かくにん）する 今年中（ことしちゅう）の 所得額（しょとくがく）が 制限額（せいげんがく）を 超（こ）えていた場合（ばあい）は、手当（てあて）を 返（かえ）す必要（ひつよう）が あります。	・被災状況書（ひがいじょうきょうしょ）	障がい福祉課（しょうがいふくしか） （632-2362）
市奨学金（ししょうがくきん）・入学一時金（にゅうがくいちじきん）の返還猶予（へんかんゆうよ）	【対象（たいしょう）】 市奨学金（ししょうがくきん）と 入学一時金（にゅうがくいちじきん）を 返（かえ）している人（ひと）で、被害（ひがい）が あり、返（かえ）すことが 難（むずか）しい人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）等（など）に 応（おう）じて 返還（へんかん）を 猶予（ゆうよ）します。	・猶予願（ゆうよねがい） ・り災証明書（さいしょうめいしょ）（宇都宮市内（うつのみやし）内）で 被災（ひさい）した人（ひと）は いりません	教育企画課（きょういくきかくか） （632-2705）
マイナンバーカード等（など）の 再交付手数料（さいこうふてすりょう）の 減免（げんめん）	【対象（たいしょう）】 台風（たいふう）19号（ごう）の 被災（ひさい）で、マイナンバーカード、または 通知（つうち）カードを 失（な）くした宇都宮市（うつのみやし）に 住民登録（じゅうみんとうろく）が ある人（ひと）で、り災台帳（さいだいちょう）に 登録（とうろく）が ある人（ひと）（同一世帯員（どういつせたいいん）等（など）を 含（ふく）む。） 【内容（ないよう）】 ・マイナンバーカードの 再交付手数料（さいこうふてすりょう）の 減免（げんめん） ・マイナンバー通知（つうち）カードの 再交付手数料（さいこうふてすりょう）の 減免（げんめん）	【マイナンバーカードの 再交付（さいこうふ）】 ・①～③を 窓口（まどぐち）に 持（も）って来（き）てください。 ①本人確認書類（ほんにんかくにんしよるい）2点（てん）（原本（げんぽん） 運転免許証（うんてんめんきょしょう）や 旅券（りょけん（パスポート））、在留（ざいりゅう）カード等（など） ②顔写真（かおじゃしん） （縦（たて）4.5cm、横（よこ）3.5cm、6か月以内（げついない）に 撮影（さつえい）した正面（しょうめん） ・無帽（むぼう）（※帽子（ぼうし）は かぶりません） ・無背景（むはいけい）の もの ※顔写真（かおじゃしん）は、市民課（しみんか）で 撮影（さつえい）できます。 ③り災証明書（さいしょうめいしょ）	【再交付申請（さいこうふしんせい）の 受付（うけつけ）】 市民課（しみんか） （632-5266） 各地区市民センター（かくちくしみんせんたー） 各出張所（かくしゅつちょうじょ）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
		<p>よ）(宇都宮市以外（うつのみやしいがい）で 被災（ひさい）した場合（ばあい））</p> <p>④個人番号（こじんばんごう）カード交付申請書（こうふしんせいしよ）</p> <p>⑤個人番号（こじんばんごう）カード紛失・廃止届（ふんしつ・はいしとどけ）</p> <p>⑥個人番号（こじんばんごう）カード暗証番号設定依頼書（あんしょうばんごうせっていいらいしよ）</p> <p>⑦個人番号（こじんばんごう）カード・通知（つうち）カード再交付手数料免除申請書（さいこうふてすりょうめんじょしんせいしよ）</p> <p>【通知（つうち）カードの 再交付（さいこうふ）】</p> <p>・①～③を 窓口（まどぐち）に持（も）って来（き）てください。</p> <p>①本人確認書類（ほんにんかくにんしよるい）2点（てん）(原本（げんぼん）</p> <p>運転免許証（うんてんめんきょしょう）や 旅券（りょけん（パスポート）), 在留（ざいりゅう）カード等（など）</p> <p>※代理人（だいにんにん）が 申請（しんせい）する場合（ばあい）は、本人（ほんにん）と 代理人（だいにんにん）の 本人確認書類（ほんにんかくにんしよるい）が 2点（てん）ずつ 必要（ひつよう）です。</p> <p>②委任状（いにんじょう）(代理人（だいにんにん）が 申請（しんせい）する場合（ばあい）)</p> <p>③り災証明書（さいしょうめいしよ）(宇都宮市以外（うつのみやしいがい）で 被災（ひさい）した場合（ばあい））</p> <p>④通知（つうち）カード再交付申請書（さいこうふしんせいしよ）</p> <p>⑤個人番号（こじんばんごう）カード・通知（つうち）カード再交付手数料免除申請書（さいこうふてすりょうめんじょしんせいしよ）</p>	
<p>障（しょう）がい福祉（ふくし）サービス等（とう）の 利用者負担額（りょうしゃふたんがく）の 免除（めんじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤の うち、ひとつに 該当（がいとう）する人（ひと）</p> <p>①家（いえ）や 建物（たてもの）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または 同（おな）じょうな 被災（ひさい）が あった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいいじしゃ）が 死亡（しぼう）、または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいいじしゃ）が 行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または、休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・障（しょう）がい福祉（ふくし）</p>	<p>・利用者負担額減額（りょうしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしよ）</p>	<p>障（しょう）がい福祉課（ふくしか）</p> <p>【障（しょう）がい福祉（ふくし）サービス</p> <p>地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）</p> <p>（移動支援事業（いどうしえんじぎょう）、日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）、訪問入浴（ほうもんにゅうよく）サービス、地域活動支援（ちいきかつどうしえん）センター事業（じぎょう））</p> <p>（632-2339, 2869）</p> <p>【補装具（ほそうぐ）、日常生活用具給付（にちじょうせいかつようぐきゅうふ）】</p> <p>（632-2363）</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	<p>サービス等（など）の利用者負担額（りょうしゃふたんがく）の支払（しはらい）を免除（めんじょ）します。（令和（れいわ）2年（ねん）3月末（がつまつ）まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象（たいしょう）のサービス障（しょう）がい福祉（ふくし）サービス <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう） （移動支援事業（いどうしえんじぎょう）、日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）、訪問入浴（ほうもんにゆうよく）サービス、地域活動支援（ちいきかつどうしえん）センター事業（じぎょう）） 補装具（ほそうぐ）、日常生活用具給付（にちじょうせいかつようぐきゅうふ） ・施設（しせつ）の食費（しょくひ）・居住費（きょじゅうひ）等（など）は支払（しはら）います。 		
<p>障（しょう）がい児（じ）通所支援（つうしょしえん）の利用者負担額（りょうしゃふたんがく）の免除（めんじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤のうち、ひとつに該当（がいとう）する人（ひと）</p> <p>①家（いえ）や建物（たてもの）の全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または同（おなじょうな）被災（ひさい）があった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が死亡（しぼう）、またはひどいけがやひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）が行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の仕事（しごと）が廃止（はいし）または、休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を失（うしな）い、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障（しょう）がい児（じ）通所支援（つうしょしえん）の利用者負担額（りょうふたんがく）の支払（しはら）いを免除（めんじょ）します。（令和（れいわ）2年（ねん）3月末（がつまつ）まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額（りょうしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしょ） 	<p>子（こ）ども発達（はったつ）センター （647-4721）</p>
<p>産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の自己負担（じこふたん）の免除（めんじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤のうち、ひとつに該当（がいとう）する人（ひと）</p> <p>①家（いえ）や建物（たてもの）の全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または同（おなじょうな）被災（ひさい）があった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が死亡（しぼう）、またはひどいけがやひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）が行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の仕事（しごと）が廃止（はいし）または、休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を失（うしな）い、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額（りょうしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしょ） 	<p>子（こ）ども家庭課（かていか） （632-2288）</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	<p>【内容（ないよう）】 産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の 基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）（宿泊型（しゅくはくがた）30,000 円（えん），通所型（つうしょがた）10,000 円（えん），訪問型（ほうもんがた）7,500 円（えん））のうち 2割（わり）の 自己負担（じこふたん）を 免除（めんじょ）します。（ただし，基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）を 超（こ）えた額（がく）は 支払（しはら）います。）（令和（れいわ）2年（ねん）1月末（がつまつ）までに 申請（しんせい）が 必要（ひつよう）です。）</p>		
<p>小児慢性特定疾病児童日常生活用具（しょうにまんせいとくていしっぺいじどうにちじょうせいかつようぐ）の 自己負担（じこふたん）の 免除（めんじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 ①～⑤の うち、ひとつに 該当（がいとう）する人（ひと） ①家（いえ）や 建物（たてもの）の 全半壊（ぜんはんかい），全半焼（ぜんはんしょう），床上浸水（ゆかうえしんすい）または 同（おな）じょうな 被災（ひさい）が あった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう），または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）が 行方不明（ゆくえふめい）になった人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし）または，休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（うしな）い，現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）が ない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付（しょうにまんせいとくていしっぺいじどうにちじょうせいかつようぐきゅうふ）の 世帯（せたい）の 所得税（しょとくぜい）等（とう）に よって決定（けつてい）される自己負担（じこふたん）の 免除（めんじょ）（ただし，基準額（きじゅんがく）を 超（こ）えた金額（きんがく）は 支払（しはら）います。）（令和（れいわ）2年（ねん）1月末申請（がつまつしんせい）まで）</p>	<p>・利用者負担額減額（りようしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしょ）</p>	<p>子（こ）ども家庭課（かていか） （632-2296）</p>

4 農業（のうぎょう）・商業関係（しょうぎょうかんけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
<p>農業災害補助金（のうぎょうさいがいほじょきん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 農作物（のうさくぶつ）と 農用施設（のうようしせつ）等（など）の 被害（ひがい）で 減（へ）った収穫量（しゅうかくりょう）が 平年収穫（へいねんしゅうかく）の 30/100 以上（いじょう）または、損失額（そんがいがく）が 被害時価格（ひがいじかかく）の 30/100 以上（いじょう）の損害（そんがい）が あった農業者（のうぎょうしゃ）</p> <p>【内容（ないよう）】 病虫害防除用農薬購入費（びょうがいちゅうぼうじょようのうやくこうにゅうひ）、樹草勢回復用肥料購入費（じゅそうせいかいふくようひりょうこうにゅうひ）、被害農作物（ひがいのうさくぶつ）取（と）り片（かた）づけ作業費（さぎょうひ）等（など）の補助（ほじょ）や 経営資金融資（けいえいしきんゆうし）への 利子補給（りしほきゅう）</p> <p>※ 原則（げんそく）、県農漁業災害対策特別措置条例適用（けんのうぎょうさいがいたいさくとくべつそちじょうれいてきよう）の場合（ばあい）</p>	<p>・申請書（しんせいしよ）</p>	<p>農業企画課（のうぎょうきかくか） （632-2472）</p>
<p>緊急災害対策特別資金（きんきゆうさいがいたいさくとくべつしきん）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 市内（しない）に 事業所（じぎょうしょ）が ある中小企業者（ちゅうしょうきぎょうしゃ）で、融資申込み日（ゆうしもうしこみび）の 1年前（ねんまえ）の 日（ひ）から、申込み（もうしこみ）の 日（ひ）までに、豪雨等（ごううとう）の 自然現象（しぜんげんしょう）で おきる災害（さいがい）による 被害（ひがい）があり、市（し）のり災証明書等（りさいしょうめいしよとう）を 交付（こうふ）された人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 自然災害（しぜんさいがい）で 被害（ひがい）が あった市内中小企業者（しないちゅうしょうきぎょうしゃ）の、再建（さいけん）に 必要（ひつよう）な 運転資金（うんえてんしきん）・設備資金（せつびしきん）を 融資（ゆうし）するもの</p>	<p>・申込書（もうしこみしよ） ・市税完納証明書（しぜいかんのうしょうめいしよ） ・最近期（さいきんき）の 決算書（けっさんしよ）の 写（うつ）し ・その他（た）の 被害（ひがい）を 証明（しょうめい）する書類（しよるい）、写真（しゃしん） ・見積書（みつもりしよ）、カタログ、または 平面図（へいめんず）の 写（うつ）し</p>	<p>商工振興課（しょうこうしんこうか） （632-2433, 2434）</p>
<p>セーフティネット保証（ほしょう）4号認定（ごうにんてい）の 地域指定（ちいきしてい）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 ①と②に該当（がいとう）すると 市長（しちょう）に 認定（にんてい）された 中小企業（ちゅうしょうきぎょう）・小規模事業者（しょうきぼじぎょうしゃ）。</p> <p>① 宇都宮市（うつのみやし）で、1年以上（ねんいじょう）続（つづ）けて 事業（じぎょう）を行（おこな）っていること。 ② 令和元年（れいわがねん）10月（がつ）12日（にち）の 台風（たいふう）19号（ごう）の 災害（さいがい）の 影響（えいきょう）が あった後（あと）、原則（げんそく）として 最近（さいきん）1か月（げつ）の 売上高（うりあげだか）等（など）が 前年同月（ぜんねんどうげつ）に 比（くら）べて 20パーセント以上減少（いじょうげんしょう）し、</p>	<p>・申請書（しんせいしよ） ・委任状（いにんじょう）</p>	<p>商工振興課（しょうこうしんこうか） （632-2433）</p>

制度（せいど）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせ先（さき）
	<p>かつ、その後（ご）2か月（げつ）を含（ふく）む3か月間（げつかん）の売上高（うりあげだか）等（など）が前年同期（ぜんねんどうき）に比（くら）べて20パーセント以上減少（いじょうげんしょう）することが見込（みこ）まれること。</p> <p>【内容（ないよう）】 自然災害（しぜんさいがい）等（など）により、中小企業（ちゅうしょうきぎょう）・小規模事業者（しょうきぼじぎょうしゃ）の事業活動（じぎょうかつどう）にとても支障（ししょう）がある地域（ちいき）を指定（してい）し、その地域（ちいき）で、売上高（うりあげだか）が減少（げんしょう）している中小企業（ちゅうしょうきぎょう）・小規模事業者（しょうきぼじぎょうしゃ）が、一般保証（いっぱんほしょう）とは別（べつ）の保証（ほしょう）（無担保（むたんぽ）8千万円（せんまんえん）、最大（さいだい）2億（おく）8千万円（せんまんえん）の保証（ほしょう）（借入額（かりいれがく）の100パーセントを保証（ほしょう））が利用（りよう）できます。</p>		